

市民相談 (11月～12月)

相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
※市役所の受付は、午前8時30分～午後5時15分です。

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ												
行政	11月15日(木)・12月20日(木) 午後1時～4時	市役所1階 市民相談室	市民課 ☎⑤11112 ☎⑤11110												
法律	11月7日(水)・14日(水)・28日(水) 午後1時～4時 ◎12月の相談日 <table border="1"> <tr> <td>弁護士による相談</td> <td>12月5日(水)・12日(水) 午後1時～4時 定員=各6人(先着順)</td> </tr> <tr> <td>司法書士による相談</td> <td>12月19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 定員=各6人(先着順)</td> </tr> </table>			弁護士による相談	12月5日(水)・12日(水) 午後1時～4時 定員=各6人(先着順)	司法書士による相談	12月19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 定員=各6人(先着順)								
弁護士による相談	12月5日(水)・12日(水) 午後1時～4時 定員=各6人(先着順)														
司法書士による相談	12月19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 定員=各6人(先着順)														
労働法律	11月21日(水) 午後1時～4時 定員=6人 相談員=弁護士	※各種相談は予約制 ※12月の相談予約は、11月20日(火)から受付開始(先着順。受付開始日は電話予約のみ) ※同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。													
不動産	11月9日(金)・12月14日(金) 午後1時～4時 相談員=宅地建物取引士	各種相談日 <table border="1"> <tr> <td>●法律相談</td> <td>●行政相談</td> <td>毎月第3水曜日</td> </tr> <tr> <td>●弁護士</td> <td>●不動産相談</td> <td>毎月第2金曜日</td> </tr> <tr> <td>●司法書士</td> <td>●年金・労働相談</td> <td>偶数月第2木曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ)</td> </tr> <tr> <td>●労働法律相談(弁護士)</td> <td>●税務相談</td> <td>毎月第2火曜日</td> </tr> </table>	●法律相談	●行政相談	毎月第3水曜日	●弁護士	●不動産相談	毎月第2金曜日	●司法書士	●年金・労働相談	偶数月第2木曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ)	●労働法律相談(弁護士)	●税務相談	毎月第2火曜日	
●法律相談	●行政相談	毎月第3水曜日													
●弁護士	●不動産相談	毎月第2金曜日													
●司法書士	●年金・労働相談	偶数月第2木曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ)													
●労働法律相談(弁護士)	●税務相談	毎月第2火曜日													
年金・労働	12月13日(木) 午後1時～4時 相談員=社会保険労務士														
税務	11月13日(火)・12月11日(火) 午後1時～4時 相談員=税理士														
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎⑤1175												
	毎週火・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分	上里町役場2階 産業振興課	上里町役場産業振興課 ☎⑤1232												
人権	11月13日(火)・12月11日(火) 午後1時～4時	アスパアこだま1階 相談室1	市民活動推進課 ☎⑤1118												
	11月27日(火)・12月25日(火) 午後1時～4時	市役所1階 市民相談室													
女性相談(DV相談含む)	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎⑤1144 ☎⑤1118												
家庭児童	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	市役所2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎⑤1129 (家庭児童相談室)												
教育(不登校等)	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時30分～午後3時	ふれあい教室(旧勤労会館2階)	教育支援センター ☎②4287												
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談:午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付		子どもの心の相談員 ☎②7337												
心配ごと	毎週月曜日(休日を除く) 午後1時～4時(受付は3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎②8976へ	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎②2755												
	第1・第3月曜日(休日を除く) 午後1時～4時(受付は3時30分まで)	アスパアこだま1階 会議室	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎③1237												
結婚	11月7日(水)・21日(水)・12月5日(水) 午後1時～4時(受付は3時30分まで)	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎②2755												
介護の悩み	11月9日(金)・12月14日(金) 午後1時～4時(受付は3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎②8976へ														
成年後見	11月13日(火)・27日(火)・12月11日(火) 午後1時～4時(受付は3時30分まで)														
成年後見(電話相談)	休日を除く毎日 午前9時～午後5時	本庄市後見ほっとライン ☎0120-235-833	地域福祉課 ☎⑤1142												

県民相談 相談は無料です。

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ
法律相談	毎月第1・第3・第4水曜日 午後1時～4時 相談員=弁護士 ※予約制。30分以内。	熊谷地方庁舎1階	県民相談総合センター ☎048-830-7830
電県民相談	月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで) 相談員=県職員 ※相談内容に応じて専門の相談機関を紹介します。	県民相談総合センター	☎048-830-7830
交通事故相談	月～金曜日(休日を除く) 午前9時～正午・午後1時～5時(受付は午後4時30分まで) 相談員=交通事故相談員 ※電話相談又は面談で行います。面談は予約制。	交通事故相談所(県庁第2庁舎1階)	埼玉県交通事故相談所 ☎048-830-2963
インターネット県民相談	随時受付 ※相談内容に応じて専門の相談機関を紹介します。	埼玉県ホームページ→各種相談窓口→行政・法律などの相談は→インターネットから利用	



■平成30年8月分のごみの量(t)
可燃ごみ2,620.66 不燃ごみ110.35 有害ごみ0.17 資源ごみ31.88 合計2,763.06
前年同月の全体量より4.69%減少しました。引き続き、ごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。

★環境推進課 ☎25-1172、環境産業課 ☎72-1334

ひと工夫で、食品ロス削減!

秋は稲穂が実り、多くの野菜や果実も旬を迎える時期です。美味しい野菜や果実を余すことなく、食べることは食品ロス削減の一つの方法です。大根であれば葉はおひたしに、皮はきんぴらや漬物に調理できます。その他、消費者庁が料理レシピサイト「クックパッド」内に開設している『消費者庁のキッチン』ではさまざまなエコレシピを掲載しています。インターネットで検索し、地球にやさしくて美味しい料理を作ってみませんか?

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスパアこだま	11月4日(日) 12月2日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	11月18日(日)	午前9時～11時 午後1時～3時	☎22-9300
本庄南公民館 ※布類回収も実施	11月10日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所「佐久間さんち」(本庄高校北側)	11月16日(金)	随時受付	ポノポノ ☎23-2195

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

浄化槽設置補助金

浄化槽設置補助金について市では、単独処理浄化槽又は汲取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合、一定の条件を満たすものに予算の範囲内で補助金を交付しています。補助金の詳しい内容については、お問い合わせください。

★環境推進課 ☎25-1173

エコタウンに向けた補助金

地球温暖化防止対策の一環として、以下の設備や工事に対して補助金の申請を常時受け付けています。詳細はお問い合わせください。申請枠が終了次第受け付けを終了します。

★環境推進課 ☎25-1249

■住宅用太陽光発電システム設置補助金

一戸建て住宅に太陽光発電システムを設置した人を対象に、費用の一部を補助します。

対象 電力の購入開始年月日が平成30年4月1日以降であり且つ余剰買取契約の設備であること

■住宅省エネ改修補助金

住宅の省エネ改修費用の一部を補助します。

対象 屋根の高遮熱塗装工事・断熱材設置工事・断熱ガラス等設置工事・遮熱フィルム貼付工事

■住宅用エネルギーシステム設置補助金

住宅用エネルギーシステムの設置費用の一部を補助します。

対象 HEMS・太陽熱利用システム・地中熱利用システム

■事業所用エネルギーシステム導入事業補助金

事業者向けの創エネ・省エネ設備の補助金です。

